

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営基幹水利施設ストックマネジメント事業香東川沿岸地区）計画を平成20年8月1日定めた。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成20年8月8日から同年8月27日まで縦覧に供する。

平成20年8月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀